

第 58 号議案

第 3 次福井県子どもの読書活動推進計画の策定について

第 3 次福井県子どもの読書活動推進計画を別紙のとおり策定する。

令和 2 年 3 月 23 日提出

教 育 長 豊 北 欽 一

提 案 理 由

第 3 次福井県子どもの読書活動推進計画を策定したいので、この案を提出する。

第3次福井県子どもの読書活動推進計画

～「読みたい！知りたい！」を育み、
「読書って楽しい わかるってうれしい」をサポート～

令和 2 年 3 月

福井県教育委員会

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人がより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

福井県教育委員会では、平成15年4月に「福井県子どもの読書活動推進計画」を策定し、基本目標に「子どもが自主的に本に親しみ、みんなで読書を楽しむ環境づくり」を掲げ、さまざまな事業を展開してきました。その後計画期間中の課題を整理しながら、本県の実情に応じた第2次福井県子どもの読書活動推進計画となる「元気ふくいっ子読書活動推進計画」を平成22年3月に策定いたしました。この推進計画では、「心豊かな元気ふくいっ子を育む読み聞かせの推進」を重点活動として、積極的に施策を展開してまいりました。

その結果、多くの学校で全校一斉読書や図書館との連携、ブックスタート事業等が行われるようになり、ボランティア数が増加するなど、本県の子どもを取り巻く読書環境づくりに一定の成果を収めることができました。特に、小中学生の読書時間については、平日の読書時間が全くない児童生徒の割合が減少するなど改善傾向にあります。その一方で、1か月に1冊も本を読まない高校生の割合は継続して4割を超えるなどの課題があります。

国は、高校生の不読率が改善されない点、小中学生の不読率が改善傾向にあるものの第3次計画で目標とした進捗で改善されていない点を課題とし、平成30年4月、新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を定めました。

このような中、本県においても県内の読書を取り巻く状況の変化や課題に対応するため「第3次福井県子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。今後、この計画に掲げる取組みを積極的に進めることにより、子どもたちに読書をさらに好きになってもらうことを目指してまいります。

令和2年3月

福井県教育委員会
教育長 豊北 欽一

目 次

第1章 「第2次福井県子どもの読書活動推進計画（元気ふくいっ子読書活動推進計画）」の成果	1
1 家庭、地域、学校を通じた読書活動の推進	
2 図書資料等の環境整備・充実	
3 図書館、学校、民間団体等の連携・協力	
4 人材の育成および社会的機運の醸成	
第2章 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	7
1 学校図書館法の改正	
2 学習指導要領の改訂	
3 情報・通信手段の普及・多様化	
4 読書バリアフリー法の制定	
5 国の第4次基本計画について	
（1）子どもの読書活動に関する課題と分析	
（2）第4次基本計画の取組みの方向性	
第3章 子どもの読書に関する現状と課題	11
1 家庭における現状と課題	
2 地域における現状と課題	
（1）図書館における現状と課題	
（2）児童館における現状と課題	
3 学校等における現状と課題	
（1）幼稚園・保育所等における現状と課題	
（2）小学校・中学校・高校における現状と課題	
（3）特別支援学校における現状と課題	
4 市町の「子どもの読書活動推進計画」の策定	
第4章 第3次福井県子どもの読書活動推進計画	20
1 基本目標	
2 基本方針	
3 第3次推進計画における取組み	
（1）家庭における取組み	
（2）地域における取組み	
（3）学校等における取組み	
（4）全ての活動の基礎となる県の取組み	
巻末資料	28

第1章 「第2次福井県子どもの読書活動推進計画（元気ふくいっ子読書活動推進計画）」の成果

平成22年に策定した第2次推進計画では、第1次推進計画に引き続き、基本目標として「子どもが自主的に本に親しみ、みんなで読書を楽しむ環境づくり」を掲げました。地域や学校、特に家庭において家族とともに読書を楽しむ環境をつくること、同時に、子どもにとって本当に読みたい本や必要とする本が身近にあり、本の楽しみをサポートしてくれる人がそばにいることに視点を置きました。特に読書が好きな子どもを増やすために、「心豊かな元気ふくいっ子を育む読み聞かせの推進」を重点活動として、以下の4つの柱による取組みを推進してきました。

1 家庭、地域、学校を通じた読書活動の推進

乳幼児への読み聞かせなど家庭での読書時間の確保を呼びかける啓発活動を行ってきました。また県内の学校においては、読書時間を確保するための一斉読書が、全国と比較しても積極的に取り組まれるようになりました。

- ・全市町において、乳幼児への読み聞かせの推進に効果的なブックスタート※1事業を実施

H22 8市町 → R1 17市町

- ・県内の図書館において、読み聞かせなど子ども向け行事の実施

H22 30館 → R1 36館

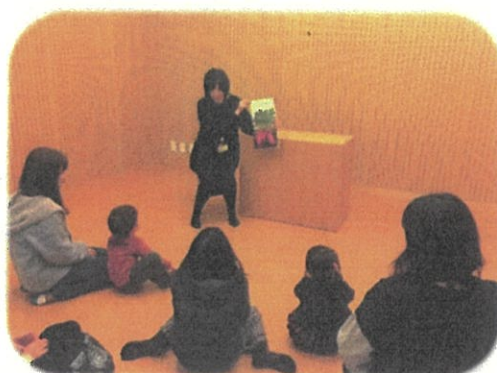


ブックスタート・バック

※1 ブックスタート:0歳児検診などの機会に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットにして手渡す活動。
1992年イギリス発祥

- ・県内の図書館において中高生向けの図書や雑誌等を集めたコーナーの設置

H22 18館 → R1 22館



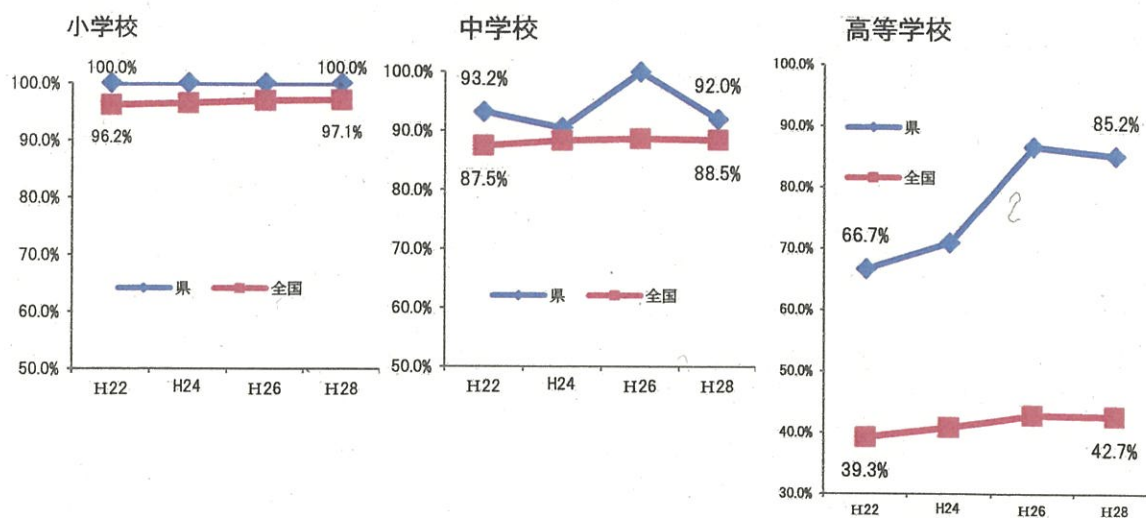
県立図書館での読み聞かせの様子



県立図書館「ティーンズコーナー」

- ・学校において、読書時間を確保するための一斉読書を実施

(図表 1-1) 全校一斉読書をしている学校の割合



資料:「平成 28 年度 学校図書館の現状に関する調査(以下「H28 学校図書館調査」とする)」(文部科学省)

- ・読書に親しむ態度を育成するために、平成28年度から全小中学生を対象に「選定図書学校巡回事業」(※1)を実施



学校巡回文庫



選定図書学校巡回事業の活動(福井市越廼小学校)

2 図書資料等の環境整備・充実

学校図書館法で設置が義務付けられていない11学級以下の学校への司書教諭(※2)の発令をすすめるとともに、学校司書(※3)の配置および学校図書館図書標準(※4)の達成に向けた整備を推進しました。

- ・司書教諭発令状況(11学級以下の学校について)

(図表 1-2) 福井県の司書教諭発令状況(公立学校)

		11学級以下の学校			
		学校数	発令校数	発令率	(参考) 全国の発令率
小学校	H22	138	67	48.6%	21.4%
	H28	122	81	66.4%	28.7%
中学校	H22	34	9	26.5%	23.7%
	H28	35	18	51.4%	31.2%

資料:「H28 学校図書館調査」

- ※1 選定図書学校巡回事業:学級全員が同じ本を読めるようにセットし、県内小中学校に巡回する福井県独自の事業。感想を交流する楽しさを味わう機会をつくり、読書の好きな児童生徒の育成を目指す。
- ※2 司書教諭:学校図書館法第5条に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かねばならない」と規定されているが、11学級以下の学校については、当分の間、設置が猶予されている。
- ※3 学校司書:学校図書館法第6条に「学校には、(中略)専ら学校図書館の職務に従事する職員(「学校司書」という)を置くように努めなければならない」とされている。
- ※4 学校図書館図書標準:平成5年3月に文部科学省が、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として定めたもの

・学校司書配置状況

(図表 1-3) 福井県の学校司書配置状況(公立学校)

		配置校数	配置率	(参考) 全国の配置率
小学校	H22	55	27.1%	44.8%
	H28	153	80.1%	59.3%
中学校	H22	30	40.5%	45.2%
	H28	54	73.0%	57.3%
高校	H22	27	90.0%	73.3%
	H28	27	100.0%	66.9%

資料:「H28 学校図書館調査」

・学校図書館図書標準の達成校割合

(図表 1-4) 学校図書館図書標準の達成状況(公立学校)

		福井	全国
小学校	H22	53.2%	50.6%
	H28	68.6%	66.4%
中学校	H22	32.4%	42.7%
	H28	47.3%	55.3%

資料:「H28 学校図書館調査」

3 図書館、学校、民間団体等の連携・協力

図書館や学校、ボランティア団体など各関係機関が連携して読書活動を推進しました。※()内は全国平均

- ・県内すべての図書館が、学校への団体貸出サービスを実施

図書館から団体貸出を受けている学校の割合(※1)

H22 小学校 86.2%(66.7%) 中学校 40.5%(37.4%) 高校 23.3%(40.0%)

H28 小学校 90.2%(77.9%) 中学校 55.4%(49.5%) 高校 37.0%(46.9%)

- ・学校を訪問して読み聞かせやブックトークなどを行う図書館数(※2)

H22 15館 → H30 24館

図書館司書等の学校訪問を受けている学校の割合(※1)

H22 小学校 37.4%(16.1%) 中学校 12.2%(7.1%) 高校 6.7%(3.5%)

H28 小学校 45.9%(21.0%) 中学校 23.0%(12.7%) 高校 14.8%(6.0%)

- ・県内すべての図書館が、校外活動の受入れを実施

- ・8割を超える小学校がボランティアを活用(※1)

H22 81.8%(78.7%) → H28 84.8% (81.4%)

- ・PTA活動において、保護者を対象に子どもの読書活動推進のための講座を実施



図書館の学校訪問(鯖江市図書館)



県立図書館での校外活動

※1 「H28 学校図書館調査」より

※2 「福井県内公共図書館調査集計表(平成30年度実績)(以下「福井県公共図書館調査(H30)」とする)」「(福井県立図書館)より

4 人材の育成および社会的機運の醸成

学校や地域での読み聞かせや学校図書館での貸出や本の管理など、幅広い子どもの読書活動の支援ができるボランティアの育成を図るための研修会を実施してきました。また地域単位で、学校の要望に応じて、図書館職員の派遣や子ども読書ボランティアの紹介など連携強化を図りました。その結果、県内の図書館において児童サービスに携わるボランティア数は、現在500名を超えています。

- ・図書館において、「子ども読書の日」(※1)、「こどもの読書週間」(※2)、「読書週間」(※3)を中心に、子どもの読書活動への関心を高める様々な関連行事を実施
- ・図書館では、子どもや保護者、その他子どもの読書活動に携わる人たちが必要とする、児童書の紹介などの情報をチラシやホームページ等でも提供
- ・子供の読書活動優秀実践において文部科学大臣表彰を受けた学校、図書館およびボランティア等の団体(個人)の優れた活動の周知
- ・図書館ボランティアのうち児童サービスに携わる人数(※4)

H22 289名 → H30 531名



子どもの読書週間での企画展(県立図書館)



平成31年度子供の読書文部科学大臣表彰授賞
わいわいおはなしランド(坂井市)

※1 子ども読書の日(4/23):2001年12月に公布された「子どもの読書活動推進法」により制定。

※2 こどもの読書週間(4/23~5/12):家庭・地域における子どもの読書推進をはかるため1959年からはじまる。(公社)読書推進協議会主催

※3 読書週間(10/27~11/9):「読書の力によって、平和な文化国家をつくろう」をスローガンに1947年からはじまる。(公社)読書推進協議会主催

※4 「福井県公共図書館調査」より

第2章 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

平成22年の第2次計画策定時から、子どもの読書を取り巻く情勢は大きく変化してきました。

1 学校図書館法の改正

平成26年に学校図書館法の一部を改正する法律（平成26年法律 第93号）が施行され、専ら学校図書館の職務に従事する職員として「学校司書」が法制化されるとともに、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館運営の基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方について検討されました。

これを踏まえ、文部科学省は平成28年に、「学校図書館ガイドライン」(※1)および、「学校司書のモデルカリキュラム」(※2)を作成しました。「学校図書館ガイドライン」では、学校図書館の目的・機能、運営、利活用、図書館資料等についてその望ましい在り方が示されました。また、「学校司書のモデルカリキュラム」では、学校図書館の運営や児童生徒への教育支援など、学校司書がその職務を遂行するにあたって履修が望ましいカリキュラムが定められたことにより、学校図書館の整備充実につながることが期待されています。

2 学習指導要領の改訂

平成29年に幼稚園教育要領、小学校・中学校学習指導要領が、平成30年に高等学校指導要領が改訂されました。

小学校、中学校および高校については、学習指導要領において、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対

※1 「学校図書館ガイドライン」、※2 「学校司書のモデルカリキュラム」は巻末資料参照

話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」が新たに明記されました。また、小学校では、本の題名や目次などから自分で本を選んで読むこと、中学校では、読書指導は国語科だけでなく他教科でも必要であることが明確にされました。

新幼稚園教育要領では、引き続き、「絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむ」ことが求められています。

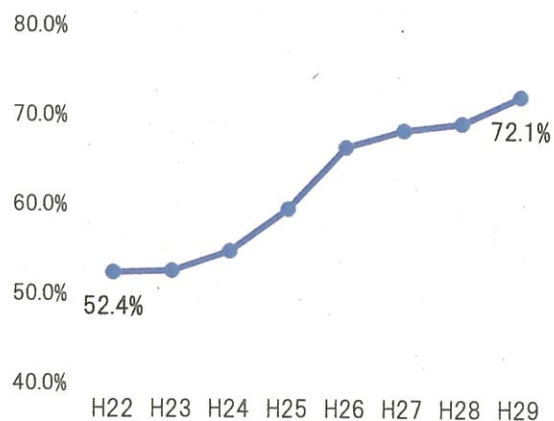
3 情報・通信手段の普及・多様化

近年の情報・通信手段の普及・多様化は顕著です。児童生徒のスマートフォンの所有・利用率は年々増加しており(図表 2-1)、通信ゲームやパソコンなども以前に増して子どもたちの身近に存在するようになっていきます。

SNS等の情報通信手段が普及・多様化し利便性が向上した反面、それらの使用に多くの時間を費やす子どもが増え、子どもの読書環境に大きな影響を与えている可能性があります。

本県においても、近年、調べ学習に学習アプリを活用するなど、勉強でインターネット(携帯電話

(図表 2-1) 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況(小中高生)



資料:「平成 29 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

やスマートフォンも含む) を利用している高校生は、増加傾向にあります。紙媒体による読書活動を行っていないくても、電子メディアを活用した読書活動を行っている高校生

(図表 2-2) 勉強でインターネットを利用している生徒の割合

※携帯電話やスマートフォンを使う場合も含む

H29	H31
82.6%	84.3%

資料:「福井県立高等学校高校生学習状況調査」
(福井県)

の存在も十分考えられることから、第3章で後述する不読率(※1)の緩やかな増加傾向は、一概に課題としてとらえられない側面もあります。

4 読書バリアフリー法の制定

令和元年6月に、「障害の有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」をめざして、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が制定されました。

視覚障がい者等が利用しやすい書籍の提供や電子書籍等の普及、それらの量的拡充および質の向上、障がいの種類や程度に応じた配慮が求められています。

5 国の第4次基本計画について

(1) 子どもの読書活動に関する課題と分析

平成30年3月に国の「第4次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。この中で、第3次基本計画期間における子どもの読書活動に関する課題として、高校生の不読率が改善されない点、小中学生の不読率が中長期的には改善傾向にあるものの、第3次計画で目標とした進捗で改善されていない点の2点を挙げています。

※1 不読率:1か月に1冊も本を読まない子どもの割合

高校生の不読率が高い要因は、中学生までの読書習慣の形成が不十分であること、高校生になり読書の関心度合いが低下することと分析しています。

(2) 第4次基本計画の取組みの方向性

前述の現状を改善するため、国は、第4次基本計画の取組みの方向性として、次の3点を挙げ、家庭、地域、学校での取組みを推進することとしています。

- ・読書習慣の形成に向けて発達段階ごとの効果的な取組みを推進
- ・友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組みを充実
- ・スマートフォンの普及やSNS等コミュニケーションツールの多様化等、情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

国は、このような方向性を踏まえ、子どもの読書活動の推進が、家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、県や市町においても、「子ども読書活動推進計画」の策定や見直しを行うことを求めています。

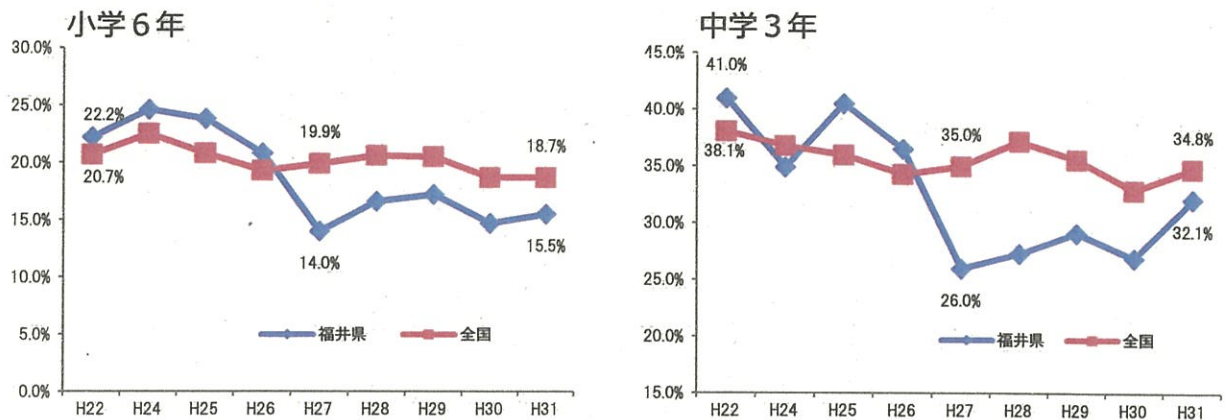
また国は、電子書籍等での読書についても、読書活動の一環として捉えており、情報環境の変化の子どもへの影響について実態把握と分析を行うことを取組みの方向性のひとつとしており、本県としてもその結果を本県の読書活動の推進に活かしていきます。

その他、読み聞かせ等子どもの読書活動の推進に大きく寄与するボランティアの活動に対する支援にも言及しています。

第3章 子どもの読書に関する現状と課題

本県の児童生徒の読書状況について、小中学生の「平日に全く読書時間がない児童生徒の割合」(図表3-1)は、平成22年と比較すると改善しています。平成27年以降、この割合は全国平均を下回っており、各小中学校が積極的に全校一斉読書に取り組んだ成果と考えられます。

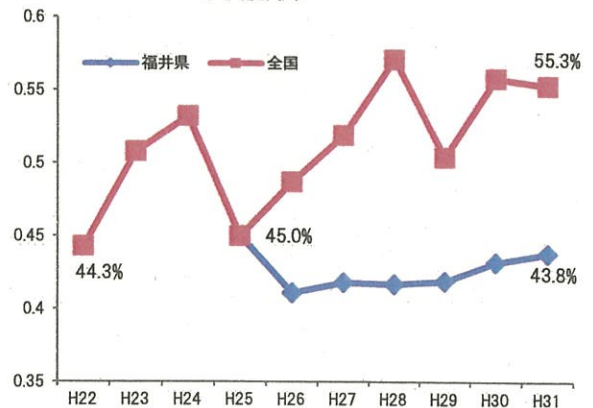
(図表3-1) 平日に全く読書時間がない児童生徒の割合



資料:「全国学力学習状況調査」(文部科学省)

一方、高校生の不読率は、全国平均を大きく下回っているものの、近年、緩やかに増加しています(図表3-2)。文部科学省の調査結果(図表3-3)によると、本を読まない理由として約半数の生徒が「他の活動等で時間がないこと」を挙げています。また小中高生のいずれも3割以上の

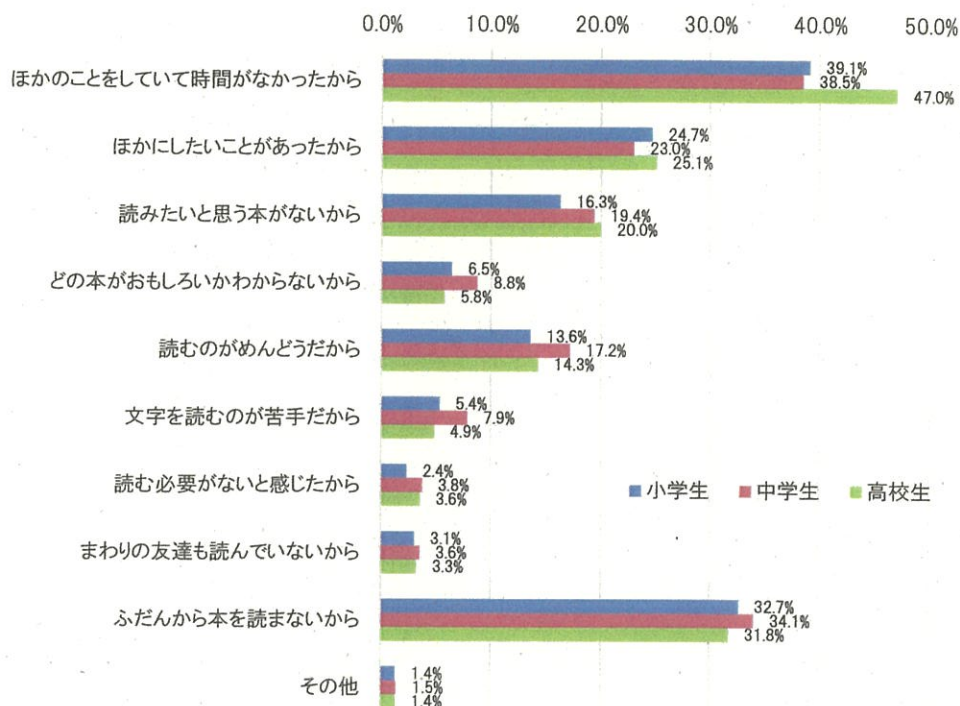
(図表3-2) 1か月に1冊も読まない高校生の割合(不読率)



資料:福井県「高校生学習状況調査」H25-
全 国「学校読書調査」

児童生徒が「ふだんから本を読まないこと」を挙げていることから、高校生の現状だけでなく、そこに至る中学生までの読書習慣の形成が不十分であることが課題と考えられます。

(図表 3-3) 本を読まない理由



資料:「子供の読書活動の推進等に関する調査研究報告書 平成 30 年度」(文部科学省)

国の第4次基本計画でも、子どもの読書習慣の形成には、家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組むことの必要性を述べています。県内では、以前からそれぞれの場所において読書活動を推進していますが、課題が見受けられます。

1 家庭における現状と課題

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであるため、家庭の影響が大きく、文部科学省の調査(※1)において「家庭の蔵書数が相対的に多い児童・生徒の方が、本を読む割合が高く、より多くの冊数の本を読む傾向がある」との結果が報告されています。

本県では、読み聞かせの推進に効果的な乳幼児を対象としたブックスタート事業に全市町が取り組んでおり、また図書館では、乳幼児から中高生までの子どもの成長段階に応じた企画を実施するなど家庭での読書活動を支援しています。

子どもの読書活動の推進に関する法律(※2)第6条において、読書が子どもの生活の中に位置付けられ、継続して行われていくよう、最も身近な存在である保護者は、「子どもの読書機会の充実および読書活動の習慣化に積極的な役割を果たす」ことが求められています。

しかしながら、スマートフォン等でのインターネット利用は令和元年に7割を超え、1日の利用時間も増加している(※3)とともに、ふだん本を読む人の割合についても45%(※3)と、長期的にみて減少傾向となっています。この近年の環境の変化は、子どもの読書環境にも影響があると考えられます。

このことから、家庭における読書活動を進めるためには、読み聞かせの楽しさや子どもにとっての読書の重要性について、保護者の理解促進を図ることが求められています。

※1 「子供の読書活動の推進等に関する調査研究報告書 平成29年度」(文部科学省)より

※2 「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月公布・施行

※3 「第73回読書世論調査(R1)」(毎日新聞)より(調査対象:16歳以上)

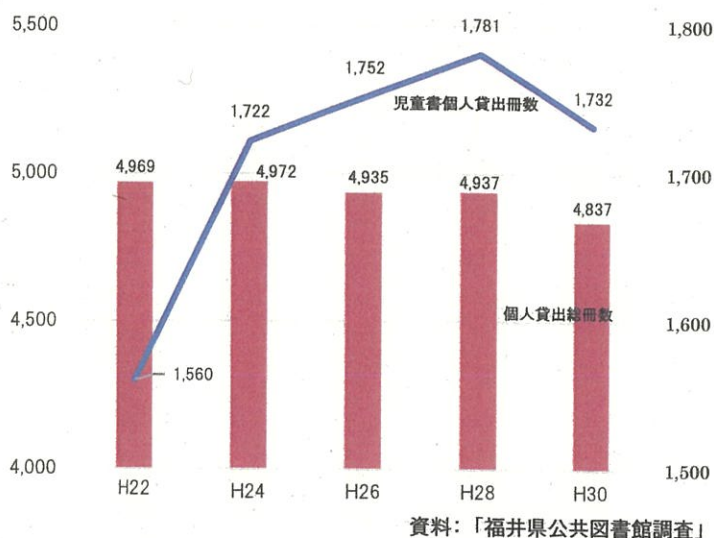
2 地域における現状と課題

(1) 図書館における現状と課題

図書館は、子どもにとって、子どもが読みたい本を自由に選択し、読書の楽しさを知り、本を通して知識を得ることのできる場所です。保護者にとっては、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることができる場になっています。

県内の図書館は、県立および市町立あわせて37館あり、市町立図書館は全市町に設置されています。図書館では、児童書の充実に努めており、平成30年度末の県内図書館の児童書数は約140万冊(※1)となっています。また、全体の貸出数が減少している中、平成30年度の児童書貸出数は、平成22年度と比較して約1割増加し、約170万冊(図表3-4)となっています。

(図表 3-4) 県内図書館の個人貸出冊数の推移



また、読み聞かせやストーリーテリング(※2)、本の紹介など読書を促す取組み、学校等への団体貸出、おはなし会やブックトークなどを行う学校訪問も実施されています。地域の子どもの読書活動推進に中心的な役割を担う図書館において、このような取組みを引き続き充実させていくことが求められています。

中でも県立図書館は、県内の図書館の中核として、市町立図書館等

※1 「福井県公共図書館調査(H30)」より

※2 ストーリーテリング：昔話や短い創作の物語などを覚えて自分のものにして、語ること。「お話」ともいう。

との連携をさらに強化し、充実した資料やレファレンスサービス(※1)の提供、児童書の選書やブックトーク(※2)等の子どもと本を結ぶ技術について、図書館職員の資質向上を図る機会の提供が継続して求められています。

図書館や学校における読み聞かせやストーリーテリングなどの子ども読書ボランティアの活動は、子どもの読書活動推進に大きな役割を果たしています。現在、県内の図書館では、500名を超えるボランティアが子どもの読書活動を支援しています。図書館には、より充実したボランティア活動が行われるよう子どもの読書に関わる情報や研修機会を提供することが求められています。

(2) 児童館等における現状と課題

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童厚生施設で、図書室を設置することが義務付けられています。

県内に児童館は113館あり、図書室の整備状況や読書活動推進の取り組みについては、各館によって様々です。子ども読書ボランティアによるおはなし会等を実施している館もあり、地域の身近な子どもの読書活動支援の場としての役割が求められています。

放課後や休日に子どもたちの地域の居場所となる放課後子どもクラブ(※3)は、子ども読書ボランティアや図書館と連携して、子どもが本に親しむ場として期待されています。

※1 レファレンスサービス：図書館利用者の調べたいこと、知りたいことについて、図書館のもつ蔵書や機能を使って答えるサービス

※2 ブックトーク：数冊の本をテーマに沿って順序よく紹介すること。広義では、口頭で本を紹介すること全てをいう。

※3 放課後子どもクラブ：地域住民等の協力を得て、放課後に全ての子どもに対して、学校の空き教室、公民館等を活用して学習支援や多様なプログラムを実施する「放課後子ども教室」と、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもを対象に、放課後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与える「放課後児童クラブ」の総称として福井県独自に使用

3 学校等における現状と課題

(1) 幼稚園・保育所等における現状と課題

幼稚園・保育所等は、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、絵本等に親しむ活動を積極的に行うとともに、保護者に対しては、読み聞かせ等の大切さを普及する場所です。

県内には、300を超える幼稚園・保育所等があり、各園に絵本等が整備されています。幼稚園教諭や保育士等が、読み聞かせを行うとともに、子ども読書ボランティアが活動している園もあります。しかし、幼稚園教諭や保育士が子どもの読書や絵本について学ぶ機会が少ないため、各園における読み聞かせ等の取組み、絵本等の整備状況には、ばらつきが見られます。

そこで、子どもの読書に関する幼稚園教諭や保育士への研修機会の提供することで、乳幼児が安心して自由に図書に触れることができるようなスペースの確保や成長の段階に応じた図書の選定、整備の促進を図ります。また、異年齢交流となる小中学生が読み聞かせを行うなど、子どもが絵本などに触れる機会の多様化を図ることも求められています。

(2) 小学校・中学校・高校における現状と課題

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。このことを踏まえ、学校においては、全ての子どもが自由に読書に楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備することが必要です。その際、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質を高めていくことも求められます。

また、これからの学校図書館には、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業でのさらなる活用が期待されています。

〔蔵書の整備〕

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていく必要があります。蔵書の整備状況を表す学校図書館図書標準の本県の達成校割合は、p. 4で示したとおりとなっていますが、年間購入冊数や年間廃棄冊数の割合が低く(図表 3-5)、新しい図書の割合が少ない蔵書構成となっています。

(図表 3-5) 学校図書館の蔵書状況(公立学校)

		蔵書に占める年間 購入冊数の割合	蔵書に占める年間 廃棄冊数の割合
小学校	全国	3.4%	2.9%
	福井	2.2%	1.2%
中学校	全国	3.8%	2.8%
	福井	3.4%	1.8%
高校	全国	1.9%	1.8%
	福井	1.3%	2.7%

資料:「H28 学校図書館調査」

〔学校図書館運営人材の確保〕

子どもの読書活動の推進にあたっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要です。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となります。学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的になされることが望まれています。これを踏まえ、司書教諭が中心となり、

全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。

本県では、司書教諭の発令状況、学校司書の配置状況は、P. 3, 4で示したとおり、全国的にも高い割合となっています。しかしながら、学校司書については複数校勤務や市町図書館との兼務などの状態が多く見受けられ、実人数は県内小中学校数の約2割弱(※1)となっています。

文部科学省の調査結果(※2)によると、「学校司書がいる小中学校の児童・生徒は、いない学校の児童・生徒に比べて、より多くの冊数の本を読む傾向がある」と報告されており、学校司書は、子どもが本当に読みたい本や必要とする本を届け、本の楽しみをサポートする役割を担っていることが明らかになっています。今後、子どもと本をつなぐためにも、このような役割を担う人材の育成、確保等が必要です。

(3) 特別支援学校における現状と課題

県内には特別支援学校が11校あり、各校に学校図書館が整備され、子ども一人ひとりの障がいの状態や興味・関心に合わせた読書活動推進のための取組みが行われています。小学部から高等部までの児童生徒が同一校内で学んでいる特徴を生かし、高等部の生徒が小学部の児童に読み聞かせする活動を継続的に行っています。また、知的障がい者である児童生徒も親しみやすい大型絵本や音の出る絵本を活用したり、車椅子のまま利用できる広いスペースを確保するなど読書活動の推進を図っています。

※1 「H28 学校図書館調査」より

※2 「子供の読書活動の推進等に関する調査研究 平成28年度」(文部科学省)

今後は、さらに豊かな読書活動を体験できるよう、点字図書や音声図書など、一人ひとりの教育的ニーズに応じた様々な形態の資料の整備をより一層図ることが必要であり、家庭・学校・関係機関が子ども一人ひとりの状態について共通した認識をもって読書活動推進に取り組むことが求められています。

4 市町の「子どもの読書活動推進計画」の策定

県内ほぼすべての市町において、子どもの読書活動推進計画を策定し、図書館をはじめ様々な場面で子どもの読書活動を推進しています。

しかし、計画の未策定や計画策定から長期間見直しされていない市町もあることから、子どもの読書活動推進計画の策定および改定を通して、各市町が現状を把握し、今後さらに、子どもの読書活動の推進を図る必要があります。

第4章 第3次福井県子どもの読書活動推進計画

1 基本目標

子どもが自主的に本に親しみ、みんなで読書を楽しむ環境づくり

～「読みたい！知りたい！」を育み、
「読書って楽しい わかるってうれしい」をサポート～

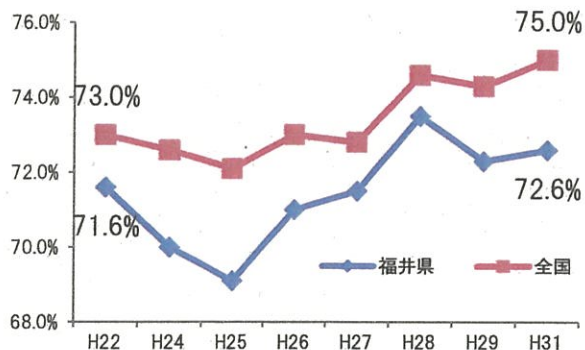
福井県の児童生徒の特徴的な読書状況として、「読書が好きな」児童の割合(図表4-1)が、全国平均に比べ少ない状況があり、この傾向は、平成22年の第2次推進計画策定時から継続しています。

また、平日の読書時間が10～30分の児童生徒の割合(図表4-2)が高い傾向があります。この10～30分は、福井県の小中学校で積極的に取り組まれている一斉読書の時間と重なっており、学校の取組みが一定の成果を上げている反面、児童の自主的な読書時間が少ないともいえる結果になっています。

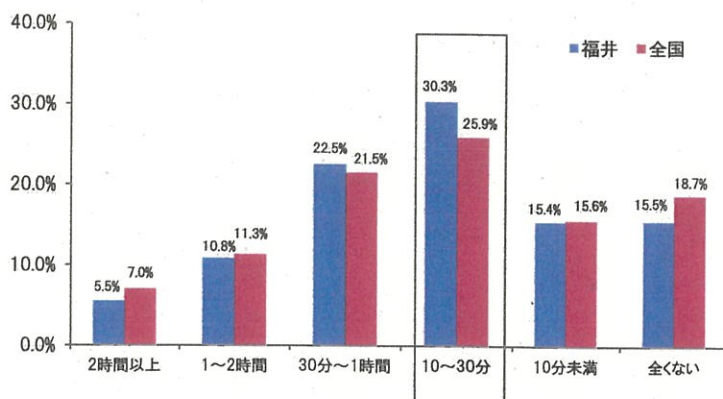
このような現状を改善し、子どもが、さらに読書を好きになって、自主的に本に親しんでもらうため、本計画では「読みたい」「知りたい」という気持ちを育み、「本を読むことが楽しい」「自分で調べてわかるとうれしい」と子どもが感じる取組みを、実施および支援します。

なお今後、国の次期「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定にあわせ、その内容等を踏まえ本計画の見直しを検討します。

(図表 4-1)「読書が好き」な児童の割合



(図表 4-2)平日の読書時間ごとの児童の割合(H31)



資料:「全国学力・学習状況調査」

2 基本方針

基本目標の実現に向け、以下の3つの基本方針を掲げます。

(1) 適切な読書指導ができる人づくり

子どもの発達段階に応じた読書指導を行うことのできる人材の育成を図り、子ども一人ひとりの個性に合った本の適切な出会いを目指します。

(2) 本との新たな出会いづくり

子どもと本が、新たに出会うことのできる取組みを推進します。また、市町への支援を通して、子どもの身近な場所での読書環境整備を図ります。

(3) 子どもの読書に関わる情報の提供・共有

子どもの読書活動に関わる有効な情報について、教員や保護者をはじめ子どもに関わる全ての方々に提供していきます。また、情報を広く共有し、図書館、書店、企業等と連携を図ります。

3 第3次推進計画における取組み

(1) 家庭における取組み

〔出会いづくり〕

- ・ 出産を控えた夫婦を対象に、産科の病院と連携して、読み聞かせや絵本の重要性を普及、啓発する絵本講座を開催します。
- ・ 「子どもの読書の日（4/23）」、「こどもの読書週間（4/23～5/13）」に、絵本の楽しさを親子で体験する企画を開催し、保護者の理解促進を図ることで、「家読（うちどく）」をすすめてまいります。
- ・ 乳幼児への読み聞かせ推進に効果的なブックスタート事業を、県内全市町において継続して実施します。

〔情報の提供・共有〕

- ・ 子どもの成長段階に応じた推奨図書を掲載した小冊子を図書館や書店等で配布し、保護者に周知します。
- ・ 書店等で、子どもの成長段階に応じた推奨図書を集めたコーナーの設置を呼びかけるなど、普及啓発事業を実施します。
- ・ PTA活動と連携し、読書の楽しさや重要性について講座を開催するなど、保護者の理解が促進されるような取組みを実施します。
- ・ 企業等と連携して、県内で活躍している人が薦める本の紹介を、SNS等で発信します。



「高校入学前にぜひ読んでほしい推薦図書」
書店との連携



2019 年こどもの読書週間ポスター

(2) 地域における取組み

①図書館における取組み

〔人づくり〕

- ・子ども読書ボランティアを対象に、読み聞かせなどのスキルアップを図る相談会や講座を開催します。
- ・県立図書館では、図書館職員を対象に、子どもの読書活動推進となる知識や技能、実際の取組みを学ぶための研修会を実施します。

〔出会いつくり〕

- ・小中学生を対象に、図書館の仕事体験や活用方法などを学ぶ「ジュニア司書」(※1)養成講座を開催します。「ジュニア司書」は、同年代の子どもたちに図書館の役割や読書の楽しさを伝える活動を行います。
- ・県立図書館等が所蔵する郷土資料をデジタル化し、高校の探究的な学習での活用を図ります。また、県立図書館等職員が高校を訪問して、郷土資料を中心とした調べ方講座を行います。
- ・県立図書館職員が特別支援学校を訪問して読み聞かせ等を行い、読書活動推進を図ります。
- ・県内の図書館では、子どもの成長段階に応じた読み聞かせ等の企画を開催します。また、学校を訪問して読み聞かせやブックトークなどを行い、学校等への団体貸出を実施するなどして、学校での読書活動を支援します。
- ・県立図書館では、図書館職員や学校関係者を対象に、調べものの基本となる百科事典について、事典の引き方のポイントや索引などの使い方の指導方法を解説する研修会を開催します。

※1 ジュニア司書：児童生徒が図書館等で司書としての知識や技術を学びながら、読書の楽しさやすばらしさを学校や家庭に広める読書リーダーのこと

〔情報の提供・共有〕

- ・子どもの成長段階に応じた推奨図書を活用した企画の開催、コーナーの設置など推奨図書の普及に努めます。
- ・県立図書館では、「よみきかせボランティアのためのおすすめ絵本」を発行し、子ども読書ボランティアに情報を提供します。



「読み聞かせボランティアのためのおすすめ絵本」

②児童館等における取組み

〔人づくり〕

- ・県児童館連絡協議会と連携し、児童館職員に読み聞かせや児童書に関する研修会を開催します。

〔出会いづくり〕

- ・子ども読書ボランティアのデータベースを活用し、読み聞かせ等の読書に触れる機会の一層の充実を図ります。



つばき児童館での読み聞かせの様子(福井市)

〔情報の提供・共有〕

- ・児童館等が図書を整備するにあたり、子どもの成長段階に応じた推奨図書の情報を提供します。

(3) 学校等における取組み

①幼稚園・保育所等における取組み

〔人づくり〕

- ・県幼児教育支援センターと連携し、幼稚園教諭、保育士等に対し、絵本の選び方等を学ぶ研修会を開催します。

〔情報の提供・共有〕

- ・幼稚園、保育所等が読書環境を整備する際の参考となる子どもの成長段階に応じた推奨図書の情報を提供します。



森田栄保育園での読み聞かせの様子
(福井市)

②小学校・中学校・高校における取組み

〔人づくり〕

- ・学校司書や子ども読書ボランティアを対象に、学校図書館の役割を理解し、運営を担うことのできる人材を育成するために、「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」を踏まえた児童生徒への読書活動の支援方法を学ぶ学校図書館活用講座を開催します。
- ・小中学校図書館への学校司書の配置について働きかけを行います。

〔出会いづくり〕

- ・児童生徒が読書を楽しむために、ビブリオバトル(※1)等子ども同士で本を紹介しあったり、読書会(※2)やペア読書(※3)等読書の感想を共有したりする取組みや、並行読書(※4)等自分の考えを広げる取組みを推進します。



黒河小学校でのビブリオバトルの様子(敦賀市)

※1 ビブリオバトル:読んで面白かった本を持ち寄って、その本を紹介。参加者全員でのディスカッションを経て、「どの本が一番読みたくなったか？」を基準に投票し、最多票を集めたものを「チャンプ本」とする。

※2 読書会:4～6人のグループで同じ本を読んで、感想を共有することで読みを広げたり深めたりできる活動

※3 ペア読書:児童生徒二人が同じ本を読んで、内容を確認しあったり、感想を交換したりする活動

※4 並行読書:同じ著者が執筆した別の本を読んだり、同じ題材について異なる書き手による本を読んだりする読書活動

- ・学校図書館の機能（読書・情報・学習）を、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすよう推進します。
- ・学級で同じ本を読み、感想を共有することで、本への理解を深めることのできる選定図書学校巡回事業を継続して実施します。
- ・県立図書館の物流ネットワークに県立学校を加えるとともに、県立図書館等が所蔵する郷土資料をデジタル化し、探求的な学習で活用を図ります。

〔情報の提供・共有〕

- ・学校図書館において読書環境の整備やテーマに沿った本の特集コーナーを設置し、子どもの成長段階に応じた推奨図書の情報を提供します。

③特別支援学校における取組み

〔出会いづくり〕

- ・障がいのある子どもたちの読書環境整備のため、点字図書やLLブック（※1）、マルチメディアデージー図書（※2）等の充実を図ります。
- ・県立図書館職員が特別支援学校を訪問して読み聞かせ等を行い、読書活動推進を図ります。（再掲）



LL ブック



マルチメディアデージー図書

※1 LL ブック: 知的障がいのある人、日本語を母語としていない人など本の内容を理解することが苦手な人でも読めるようやさしく、わかりやすく書かれている図書

※2 マルチメディアデージー図書: 発達障がい、知的障がい、上肢障がい、視覚障がいなどのために通常の図書を読むことが困難な人のための録音図書

(4) 全ての活動の基礎となる県の実施

これまで述べてきた取組みが効果的かつ円滑に推進できるよう、県では、以下のような取組みを実施します。

〔人づくり〕

- ・子ども読書ボランティアの優れた活動を積極的に文部科学大臣表彰等に推薦し、さらなる活動の活性化を促します。

〔出会いづくり〕

- ・県内全域で子どもの読書活動推進を図るため、市町の子どもの読書活動推進計画の策定および見直しを支援します。

〔情報の提供・共有〕

- ・県内図書館職員、学校関係者や書店員等が、乳幼児から高校生までの8つ成長段階(※1)に応じ、名作や科学、芸術など幅広いジャンルから推奨図書を選定します。選定後も、推奨図書の見直しを継続的に行います。
- ・推奨図書の小冊子を配布し、公立図書館にコーナーを設置する他、書店で推奨図書を集めたコーナーの設置をよびかけます。
- ・子ども読書ボランティアの活動をひろげるため、ボランティアの情報をデータベース化します。

※1 8つの成長段階：高校生までの年代を、0～1 歳児・2～3 歳児・4～5 歳児・小学校低学年・中学年・高学年・中学生・高校生の8段階に振り分けた。

【 5年後の達成目標 】

本計画においては計画期間を定めていませんが、「福井県教育振興基本計画」の計画期間である5年後の達成目標を設定します。

指標名称	現状 (R1)	目標 (R6)
平日の読書時間が全くない児童（小学6年）の割合	15.5%	15.0%
平日の読書時間が全くない生徒（中学3年）の割合	32.1%	30.0%
1か月に1冊も本を読まない高校生の割合	43.8%	40.0%
「読書が好き」な児童（小学6年）の割合	72.6%	全国平均※

※令和6年の全国平均を上回ることを目標とする。(参考:R1の全国平均75.0%)

【 巻 末 資 料 】

- [資料 1] 令和元年度 福井県子どもの読書活動推進会議委員名簿
- [資料 2] 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要
- [資料 3] 子どもの読書活動の推進に関する法律
- [資料 4] 福井県図書館一覧
- [資料 5] 平成30年度福井県図書館統計
- [資料 6] 平成30年度都道府県立図書館統計
- [資料 7] 福井県市町別学校図書館図書標準の達成状況
- [資料 8] 都道府県別学校図書館図書標準の達成状況
- [資料 9] 司書教諭発令状況および学校司書配置状況
- [資料 10] 学校図書館ガイドライン
- [資料 11] 学校司書モデルカリキュラム

令和元年度 福井県子どもの読書活動推進会議委員名簿

(会長、副会長以外の委員は50音順・敬称略)

	氏 名	職 等
会 長	山 下 裕 己	福井新聞社特別論説委員
副会長	谷 出 千 代 子	かこさとしふるさと絵本館長 仁愛大学非常勤講師
委 員	朝 田 健 一	福井商工会議所青年部会長 (有)アサダモータース取締役
委 員	石 田 弥 生	若狭町立図書館長
委 員	奥 村 修 己	福井青年会議所リーダー育成室長 Sol Pain 代表取締役
委 員	加 藤 美 穂 子	いずみ保育園長 福井県民間保育園連盟女性部長
委 員	斉 川 清 一	福井県学校図書館協議会長 高等学校部会長 足羽高等学校長
委 員	齋 藤 浩 之	福井県学校図書館協議会中学校部会長 福井市川西中学校長
委 員	坪 内 啓 子	福井絵本塾主宰
委 員	坪 川 祥 子	いちのすけ文庫主宰 (福井市つばき児童館内)
委 員	久 中 利 朗	福井県PTA連合会常任理事 広報委員長
委 員	森 永 哲 也	福井県学校図書館協議会小学校部会長 福井市清水西小学校長

文部科学省

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

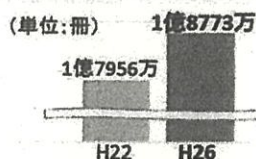
趣 旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018～2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

主な現状

<児童用図書の出冊数の増加>



<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

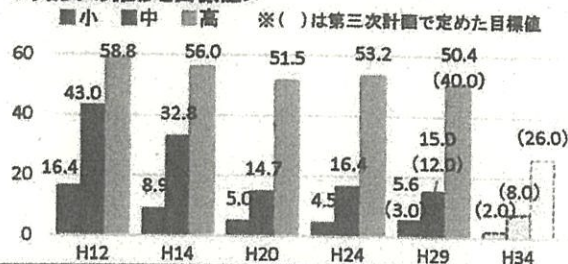
	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

主な課題

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない

※不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立)

専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。

学習指導要領の改訂

(平成29,30年公示) 総則において学校図書館の活用と読書活動の充実を規定。

情報化社会の進展

スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

分 析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

計画改正の主なポイント

- ① 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進
 - 乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる 等
 - 小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書 等
 - 中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書 等
 - 高校生期：知的興味に応じた幅広い読書 等
- ② 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実
 - 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動
- ③ 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析
 - スマートフォンの利用と読書の関係 等

推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

市町村推進計画策定率

※第三次基本計画で定めた目標

市：100% 町村：70%

◆平成28年度実績

市：88.6% 町村：63.6%

※2020年度目標

※第四次基本計画でも引き続き進捗を目指す

市 町 村：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携 等

都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言 等

国：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等) 等

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

ポイント： ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

家庭

- ◆家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
 - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
 - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆（きずな）の一層の深まりを目指す家族（うちどく）等

学校等

【幼稚園・保育所等】

- ◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

【小学校、中学校、高等学校等】

◆学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

- ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実（学校図書館の計画的な利活用）
- ・障害のある子供の読書活動の促進

◆読書習慣の形成、読書の機会の確保

- 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介 等

◆学校図書館の整備・充実

- ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
- ・学校図書館図書標準の達成
- ・情報化の推進
- ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

地域

- ◆図書館未設置市町村における設置
設置率（H27）：市98.4%、町61.5%、村26.2%

◆図書館資料、施設等の整備・充実

- 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実 等

◆図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施

- ・読み聞かせ会等の企画・実施
- ・インターネット等を活用した情報提供

◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実

◆学校図書館やボランティア等との連携・協力

- ・学校図書館や地域の関係機関との連携
- ・ボランティア活動の促進
- ・地域学校協働活動における読書活動の推進

子供の読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
→ 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等

民間団体の活動への支援

- ◆民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆活動への助成（子どもゆめ基金）

普及啓発活動

- ◆「子ども読書の日」（4月23日）
- ◆「文字・活字文化の日」（10月27日）
- ◆優れた取組の奨励（地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰 等）

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

福井県図書館一覧

[資料 4]

	図書館名	休館日	開館時間
1	福井県立図書館	月(祝日の場合は開館) ・第4木・祝日の翌日 (翌日が土・日・祝日にあたる場合は開館)	9:00～19:00 (土・日・祝 9:00～18:00)
2	福井県立若狭図書館学習センター		
3	福井市立図書館	月・第3日・祝日	10:00～19:00(火・土・日 ～17:15)
4	福井市立みどり図書館	火・第3日・祝日	10:00～19:00(月・土・日 ～17:15)
5	福井市立清水図書館	月(第3日の翌日は除く)・第3日・祝日	10:00～18:00(11～3月 9:00～17:15)
6	福井市立桜木図書館	第3木	10:00～21:00(土・日・祝 ～18:00)
7	福井市立美山図書館	月・木・第3日・祝日	10:00～18:00 (水 11:30～19:30、日 9:00～16:45)
8	敦賀市立図書館	月・第3木・第3日	6～9月 9:30～19:00(土・日 ～18:00) 10～5月 10:00～19:00(土・日 ～18:00)
9	小浜市立図書館	火・第3日・第4水・祝日	10:00～18:00(土・日:9:00～17:00)
10	大野市図書館	月・第3日・祝日 (ハッピーマンデーを除く)	10:00～18:00(日 9:00～17:00)
11	勝山市立図書館	月・最終木	9:30～19:00(土・日・祝 ～17:00)
12	鯖江市図書館	第4木	10:00～18:00[金 ～20:00(祝日 ～18:00)]
13	あわら市芦原図書館	月・第4木・祝日	9:30～18:00
14	あわら市金津図書館	月および第4木 (これらが祝日の場合は翌日)	
15	越前市中央図書館	月・第1木 (いずれも祝日が重なる場合は開館)	9:30～18:00(水・木・金 ～19:00)
16	越前市今立図書館	月・第4木・祝日	9:30～18:00(金 ～19:00)
17	坂井市立三国図書館	月・第1木(月が祝日の場合は翌日、 第1木が祝日の場合は第2木)	9:30～18:30
18	坂井市立丸岡図書館		
19	坂井市立春江図書館	月・第1木(月が祝日の場合は翌日、 第1木が祝日の場合は第2木)	9:30～18:30
20	坂井市立坂井図書館		
21	永平寺町立図書館	月・月末日	10:00～18:00(火・木 ～20:00)
22	永平寺町立図書館永平寺館		10:00～18:00
23	永平寺町立図書館上志比館		
24	池田町立図書館	月・第3日・祝日 (土日が祝日の場合開館)	10:00～17:00(日 ～16:00)
25	南越前町立南条図書館	月・第3日	9:30～18:00
26	南越前町立今庄図書館		
27	南越前町立河野図書館		
28	越前町立図書館	月・祝日の翌日 (土・日・祝日にあたる場合は開館)	10:00～18:00
29	越前町立図書館織田分館		10:00～18:00
30	越前町立図書館宮崎分館		9:00～21:00
31	越前町立図書館越前分館		9:00～21:00
32	美浜町立図書館	月・第4水 (月が祝日の場合は翌日休館)	9:00～18:00
33	高浜町中央図書館	月	9:00～18:00
34	おおい町立大飯図書館	月(祝日の場合は開館・翌日休館) ・第4木	9:00～18:00
35	おおい町立名田庄図書館	火(祝日の場合は開館・翌日休館) ・第4木	
36	若狭町立図書館パレア館	火	9:00～18:00(金 ～20:00)
37	若狭町立図書館リブラ館		

平成30年度 福井県図書館統計

	図書館名	来館者数	蔵書数		個人貸出数	
				うち児童		うち児童
1	福井県立図書館	458,888	1,036,350	98,048	636,110	178,816
2	福井県立若狭図書学習センター	136,360	283,539	45,439	117,719	37,938
	(福井県立図書館計)	595,248	1,319,889	143,487	753,829	216,754
3	福井市立図書館	175,629	482,832	84,021	386,358	132,542
4	福井市立みどり図書館	214,689	406,630	78,579	456,325	157,730
5	福井市立清水図書館	10,676	91,357	35,791	22,707	10,325
6	福井市立桜木図書館	301,888	222,262	42,826	274,249	64,862
7	福井市立美山図書館	8,935	40,508	14,138	8,448	3,401
	(福井市立図書館計)	711,817	1,243,589	255,355	1,148,087	368,860
8	敦賀市立図書館	202,648	273,338	62,816	262,947	104,985
9	小浜市立図書館	-	192,591	64,233	73,633	39,952
10	大野市立図書館	102,043	204,883	51,071	110,381	42,306
11	勝山市立図書館	82,633	142,048	37,269	105,130	41,822
12	鯖江市立図書館	280,509	344,530	76,200	366,241	132,793
13	あわら市芦原図書館	17,537	70,074	23,323	31,695	13,613
14	あわら市金津図書館	44,636	90,131	34,291	84,264	42,867
	(あわら市立図書館計)	62,173	160,205	57,614	115,959	56,480
15	越前市中央図書館	285,468	412,735	77,560	421,663	59,498
16	越前市今立図書館	36,764	125,065	34,653	63,376	10,666
	(越前市立図書館計)	322,232	537,800	112,213	485,039	70,164
17	坂井市立三国図書館	105,554	146,811	38,873	163,719	52,683
18	坂井市立丸岡図書館	95,601	188,166	44,681	158,831	61,197
19	坂井市立春江図書館	179,269	207,196	47,002	301,464	115,039
20	坂井市立坂井図書館	80,114	93,115	39,513	195,919	126,640
	(坂井市立図書館計)	460,538	635,288	170,069	819,933	355,559
21	永平寺町立図書館	56,224	105,200	31,098	69,109	28,316
22	永平寺町立図書館永平寺館	8,610	29,347	12,510	16,382	8,534
23	永平寺町立図書館上志比館	10,710	38,694	13,545	19,231	10,334
	(永平寺町立図書館計)	75,544	173,241	84,166	104,722	70,756
24	池田町立図書館	3,481	43,962	13,559	8,623	3,570
25	南越前町立南条図書館	13,116	40,456	12,885	24,330	12,953
26	南越前町立今庄図書館	5,145	41,199	16,012	9,604	4,971
27	南越前町立河野図書館	2,515	33,376	10,044	3,542	1,392
	(南越前町立図書館計)	20,776	115,031	38,941	37,476	19,316
28	越前町立図書館	21,671	110,448	38,066	53,316	29,315
29	越前町立図書館織田分館	12,235	47,597	12,936	17,093	2,270
30	越前町立図書館宮崎分館	8,359	24,187	10,318	16,989	5,478
31	越前町立図書館越前分館	3,050	24,357	7,842	4,836	1,689
	(越前町立図書館計)	45,315	206,589	69,162	92,234	38,752
32	美浜町立図書館	42,855	70,341	25,058	77,831	37,050
33	高浜町中央図書館	32,214	88,185	32,868	62,165	12,538
34	おおい町立大飯図書館	18,548	67,541	27,026	56,588	34,288
35	おおい町立名田庄図書館	17,197	64,793	20,784	37,719	19,720
	(おおい町立図書館計)	35,745	132,334	47,810	94,307	54,008
36	若狭町立図書館パレア館	56,427	60,210	21,427	-	-
37	若狭町立図書館リブラ館	27,853	54,496	23,377	-	-
	(若狭町立図書館計)	84,280	114,706	42,028	118,707	43,232
	計	3,160,051	5,998,550	1,383,919	4,837,244	1,638,141

「福井県公共図書館調査(H30)」より

平成30年度 都道府県立図書館統計

		図書館 数	来館者数	蔵書数		個人貸出数	
					うち児童		うち児童
1	北海道	1	13,756	1,102,470	66,269	43,308	944
2	青森県	1	269,588	951,590	70,033	205,583	46,031
3	岩手県	1	408,389	792,946	69,568	229,946	39,508
4	宮城県	1	369,102	1,131,839	212,420	643,740	210,092
5	秋田県	2	405,264	999,438	55,183	404,838	85,219
6	山形県	1	126,975	698,097	39,798	137,790	未記入
7	福島県	1	174,034	989,206	155,981	155,550	未記入
8	茨城県	1	409,144	990,587	218,694	443,831	169,464
9	栃木県	1	71,896	752,776	58,273	57,926	2,782
10	群馬県	1	255,077	835,581	81,528	295,294	57,993
11	埼玉県	2	329,491	1,557,556	194,487	256,094	124,850
12	千葉県	3	366,844	1,412,251	114,159	136,341	0
13	東京都	2	548,184	2,633,901	204,129	未実施	未実施
14	神奈川県	2	211,600	1,198,996	44,116	130,070	0
15	新潟県	1	438,242	899,308	50,910	537,050	82,411
16	富山県	1	142,098	882,483	36,945	155,496	21,773
17	石川県	1	246,407	863,305	111,482	121,391	29,528
18	福井県	2	595,248	1,319,889	143,487	753,829	216,754
19	山梨県	1	923,345	658,887	113,476	365,630	168,344
20	長野県	1	367,983	705,833	93,481	97,165	56,961
21	岐阜県	1	550,198	1,078,439	154,624	379,536	—
22	静岡県	1	134,199	855,779	—	62,755	—
23	愛知県	1	529,750	1,158,399	88,804	379,672	81,355
24	三重県	1	322,576	867,961	100,676	267,425	127,109
25	滋賀県	1	226,551	1,450,681	243,761	735,249	288,506
26	京都府	2	424,202	1,368,858	139,182	183,966	—
27	大阪府	2	890,121	2,751,602	259,440	802,745	205,359
28	兵庫県	1	106,924	675,151	未記入	32,138	未記入
29	奈良県	1	573,351	739,933	—	286,324	16,976
30	和歌山県	2	385,552	1,031,084	298,915	546,529	264,238
31	鳥取県	1	271,301	1,159,458	120,555	458,051	114,196
32	島根県	1	250,143	868,465	194,182	261,435	111,691
33	岡山県	1	989,077	1,444,667	184,802	1,410,737	359,052
34	広島県	1	183,772	782,910	92,664	157,633	71,604
35	山口県	1	187,359	768,154	96,736	224,180	108,662
36	徳島県	1	440,303	1,184,121	192,797	588,386	214,396
37	香川県	1	459,102	1,019,726	141,943	897,552	365,361
38	愛媛県	1	335,243	695,259	81,204	151,703	73,302
39	高知県	1	747,393	759,894	103,738	716,398	106,783
40	福岡県	1	325,027	899,066	106,896	444,711	93,888
41	佐賀県	1	329,031	841,646	101,512	239,141	—
42	長崎県	1	204,939	1,244,627	133,110	191,796	45,640
43	熊本県	1	236,940	895,224	102,079	167,808	85,444
44	大分県	1	496,416	1,191,767	163,792	586,601	210,889
45	宮崎県	1	475,346	718,590	137,920	351,695	83,744
46	鹿児島県	2	621,968	1,079,564	174,256	432,202	50,770
47	沖縄県	1	249,999	902,347	102,356	164,433	19,154
		58	17,619,450	49,810,311	5,650,363	16,291,673	4,410,773

『図書館雑誌』2019年8月号（日本図書館協会）より

市町別 学校図書館図書標準の達成状況

平成28年4月1日現在

		公立小学校						公立中学校					
		25%未満	25～50%未満	50～75%未満	75～100%未満	達成 (100%以上)	達成率	25%未満	25～50%未満	50～75%未満	75～100%未満	達成 (100%以上)	達成率
	全国	82	180	1,560	4,759	13,023	66.4%	60	226	1,171	2,760	5,210	55.3%
	福井県	0	1	3	57	133	68.6%	0	0	12	27	35	47.3%
1	福井市	0	0	1	28	21	42.0%	0	0	4	18	1	4.3%
2	敦賀市	0	0	0	0	13	100.0%	0	0	0	1	4	80.0%
3	小浜市	0	0	0	5	7	58.3%	0	0	1	1	0	0.0%
4	大野市	0	0	1	3	6	60.0%	0	0	1	1	3	60.0%
5	勝山市	0	0	0	0	9	100.0%	0	0	0	0	3	100.0%
6	鯖江市	0	0	0	6	6	50.0%	0	0	0	0	3	100.0%
7	あわら市	0	0	0	0	10	100.0%	0	0	0	0	2	100.0%
8	越前市	0	0	0	1	16	94.1%	0	0	0	0	7	100.0%
9	坂井市	0	0	0	9	10	52.6%	0	0	0	1	4	80.0%
10	永平寺町	0	1	0	1	5	71.4%	0	0	0	2	1	33.3%
11	池田町	0	0	0	0	1	100.0%	0	0	0	0	1	100.0%
12	南越前町	0	0	0	0	4	100.0%	0	0	0	2	1	33.3%
13	越前町	0	0	0	1	7	87.5%	0	0	1	1	2	50.0%
14	美浜町	0	0	0	0	3	100.0%	0	0	0	0	1	100.0%
15	高浜町	0	0	0	1	3	75.0%	0	0	1	0	1	50.0%
16	おおい町	0	0	0	0	4	100.0%	0	0	1	0	1	50.0%
17	若狭町	0	0	1	2	8	72.7%	0	0	2	0	0	0.0%
		福井県立高志中学校						0	0	1	0	0	0.0%

「H28 学校図書館調査」より

※「学校図書館図書標準」について

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が平成5年3月に定めたもの

[小学校図書館の算出方法]

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

[中学校図書館の算出方法]

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 560 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

都道府県別 学校図書館図書標準の達成状況

平成28年4月1日現在

		公立小学校						公立中学校					
		25%未満	25～50%未満	50～75%未満	75～100%未満	達成 (100%以上)	達成率	25%未満	25～50%未満	50～75%未満	75～100%未満	達成 (100%以上)	達成率
	全国	82	180	1,560	4,759	13,023	66.4%	60	226	1,171	2,760	5,210	55.3%
1	北海道	14	49	254	365	370	35.2%	10	54	143	162	226	38.0%
2	青森県	2	8	51	95	132	45.8%	3	14	38	47	58	36.3%
3	岩手県	3	2	13	104	208	63.0%	1	7	26	36	92	56.8%
4	宮城県	2	6	23	93	257	67.5%	1	13	24	54	110	54.5%
5	秋田県	1	0	6	46	141	72.7%	0	2	13	34	62	55.9%
6	山形県	0	1	5	42	204	81.0%	1	2	7	20	64	68.1%
7	福島県	1	1	12	47	385	86.3%	1	4	12	53	150	68.2%
8	茨城県	6	2	30	131	324	65.7%	1	3	29	67	120	54.5%
9	栃木県	4	0	12	44	310	83.8%	0	1	15	28	116	72.5%
10	群馬県	1	1	1	31	274	89.0%	1	0	6	35	117	73.6%
11	埼玉県	0	7	38	201	563	69.6%	3	7	21	145	240	57.7%
12	千葉県	1	1	66	201	533	66.5%	0	5	53	142	180	47.4%
13	東京都	0	2	38	312	926	72.5%	1	2	45	217	347	56.7%
14	神奈川県	5	17	198	309	323	37.9%	3	13	77	159	156	38.2%
15	新潟県	1	1	9	77	390	81.6%	1	2	12	44	171	74.3%
16	富山県	0	0	4	55	133	69.3%	0	0	6	22	52	65.0%
17	石川県	0	0	0	22	183	89.3%	0	0	4	21	59	70.2%
18	福井県	0	1	3	57	133	68.6%	0	0	12	27	35	47.3%
19	山梨県	0	0	0	8	165	95.4%	0	0	2	7	70	88.6%
20	長野県	0	0	4	37	319	88.6%	2	0	2	53	128	69.2%
21	岐阜県	0	0	0	7	363	98.1%	0	0	2	33	141	80.1%
22	静岡県	1	2	13	89	398	79.1%	1	4	37	84	137	52.1%
23	愛知県	3	7	59	236	661	68.4%	2	4	20	98	289	70.0%
24	三重県	2	2	39	114	210	57.2%	2	6	23	67	55	35.9%
25	滋賀県	0	1	26	78	117	52.7%	1	0	28	37	33	33.3%
26	京都府	4	5	42	136	188	50.1%	0	2	51	86	30	17.8%
27	大阪府	1	27	257	342	359	36.4%	1	21	117	161	158	34.5%
28	兵庫県	5	5	60	181	499	66.5%	4	4	33	84	214	63.1%
29	奈良県	0	6	36	87	73	36.1%	2	4	25	38	35	33.7%
30	和歌山県	2	3	19	55	164	67.5%	0	4	20	39	58	47.9%
31	鳥取県	0	0	12	40	75	59.1%	0	1	2	22	32	56.1%
32	島根県	1	0	17	93	92	45.3%	0	2	30	47	17	17.7%
33	岡山県	0	3	7	48	333	85.2%	0	2	7	26	120	77.4%
34	広島県	1	2	13	53	406	85.5%	1	2	16	44	173	73.3%
35	山口県	2	2	12	81	199	67.2%	3	2	20	52	71	48.0%
36	徳島県	1	2	7	43	124	70.1%	2	5	13	19	44	53.0%
37	香川県	2	1	2	16	143	87.2%	0	3	4	11	50	73.5%
38	愛媛県	0	2	20	51	209	74.1%	1	2	16	19	92	70.8%
39	高知県	2	0	10	66	114	59.4%	0	3	22	39	40	38.5%
40	福岡県	5	1	16	147	563	76.9%	1	2	24	63	247	73.3%
41	佐賀県	0	0	0	13	148	91.9%	0	0	1	24	64	71.9%
42	長崎県	0	3	37	93	195	59.5%	1	4	25	70	74	42.5%
43	熊本県	2	2	26	128	200	55.9%	0	4	17	60	81	50.0%
44	大分県	0	0	5	45	213	81.0%	3	0	8	30	84	67.2%
45	宮崎県	2	0	20	57	157	66.5%	1	3	21	40	66	50.4%
46	鹿児島県	1	4	32	145	335	64.8%	4	9	25	69	116	52.0%
47	沖縄県	4	1	6	38	212	81.2%	1	4	17	25	136	74.3%

FH28 学校図書館調査より

司書教諭発令状況および学校司書配置状況（公立小学校）

		学校数	司書教諭発令校							学校司書	
			司書教諭 発令校	12学級以上の学校			11学級以下の学校			学校司書 配置校	割合
				学校数	司書教諭 発令校	発令率	学校数	司書教諭 発令校	発令率		
	合計	19,647	13,340	10,880	10,820	99.4%	8,767	2,520	28.7%	11,644	59.3%
1	北海道	1,056	512	479	475	99.2%	577	37	6.4%	150	14.2%
2	青森県	292	148	104	104	100.0%	188	44	23.4%	16	5.5%
3	岩手県	331	92	90	90	100.0%	241	2	0.8%	117	35.3%
4	宮城県	383	227	205	205	100.0%	178	22	12.4%	228	59.5%
5	秋田県	200	77	67	67	100.0%	133	10	7.5%	122	61.0%
6	山形県	252	89	83	83	100.0%	169	6	3.6%	118	46.8%
7	福島県	446	209	165	165	100.0%	281	44	15.7%	131	29.4%
8	茨城県	497	435	253	253	100.0%	244	182	74.6%	362	72.8%
9	栃木県	372	282	164	164	100.0%	208	118	56.7%	243	65.3%
10	群馬県	309	240	195	195	100.0%	114	45	39.5%	247	79.9%
11	埼玉県	811	743	627	627	100.0%	184	116	63.0%	447	55.1%
12	千葉県	800	609	517	517	100.0%	283	92	32.5%	506	63.3%
13	東京都	1,281	1,152	1,033	1,012	98.0%	248	140	56.5%	718	56.0%
14	神奈川県	852	826	774	774	100.0%	78	52	66.7%	803	94.2%
15	新潟県	479	253	183	182	99.5%	296	71	24.0%	238	49.7%
16	富山県	188	127	90	90	100.0%	98	37	37.8%	177	94.1%
17	石川県	207	122	105	105	100.0%	102	17	16.7%	192	92.8%
18	福井県	191	150	69	69	100.0%	122	81	66.4%	153	80.1%
19	山梨県	174	83	75	75	100.0%	99	8	8.1%	171	98.3%
20	長野県	360	209	195	195	100.0%	165	14	8.5%	331	91.9%
21	岐阜県	370	243	188	188	100.0%	182	55	30.2%	337	91.1%
22	静岡県	503	376	312	312	100.0%	191	64	33.5%	454	90.3%
23	愛知県	966	797	735	731	99.5%	231	66	28.6%	462	47.8%
24	三重県	368	231	164	163	99.4%	204	68	33.3%	129	35.1%
25	滋賀県	223	151	135	135	100.0%	88	16	18.2%	111	49.8%
26	京都府	376	332	229	229	100.0%	147	103	70.1%	312	83.0%
27	大阪府	990	885	808	798	98.8%	182	87	47.8%	425	42.9%
28	兵庫県	756	485	455	455	100.0%	301	30	10.0%	243	32.1%
29	奈良県	201	172	134	134	100.0%	67	38	56.7%	37	18.4%
30	和歌山県	243	104	78	78	100.0%	165	26	15.8%	78	32.1%
31	鳥取県	129	129	64	64	100.0%	65	65	100.0%	120	93.0%
32	島根県	203	169	55	55	100.0%	148	114	77.0%	202	99.5%
33	岡山県	391	249	145	145	100.0%	246	104	42.3%	354	90.5%
34	広島県	477	377	243	243	100.0%	234	134	57.3%	101	21.2%
35	山口県	295	212	111	111	100.0%	184	101	54.9%	168	56.9%
36	徳島県	177	74	54	54	100.0%	123	20	16.3%	89	50.3%
37	香川県	160	105	91	91	100.0%	69	14	20.3%	116	72.5%
38	愛媛県	283	202	109	109	100.0%	174	93	53.4%	76	26.9%
39	高知県	192	57	55	55	100.0%	137	2	1.5%	41	21.4%
40	福岡県	735	506	450	448	99.6%	285	58	20.4%	556	75.6%
41	佐賀県	161	102	80	80	100.0%	81	22	27.2%	151	93.8%
42	長崎県	330	125	111	111	100.0%	219	14	6.4%	243	73.6%
43	熊本県	359	150	148	148	100.0%	211	2	0.9%	276	76.9%
44	大分県	265	93	90	90	100.0%	175	3	1.7%	254	95.8%
45	宮崎県	236	109	96	96	100.0%	140	13	9.3%	132	55.9%
46	鹿児島県	516	176	133	133	100.0%	383	43	11.2%	464	89.9%
47	沖縄県	261	144	134	117	87.3%	127	27	21.3%	243	93.1%

「H28 学校図書館調査」より

司書教諭発令状況および学校司書配置状況（公立中学校）

		学校数	司書教諭発令校							学校司書	
			司書教諭 発令校	12学級以上の学校			11学級以下の学校			学校司書 配置校	割合
				学校数	司書教諭 発令校	発令率	学校数	司書教諭 発令校	発令率		
	合計	9,442	6,104	4,660	4,611	98.9%	4,782	1,493	31.2%	5,408	57.3%
1	北海道	596	215	187	184	98.4%	409	31	7.6%	89	14.9%
2	青森県	160	69	46	45	97.8%	114	24	21.1%	6	3.8%
3	岩手県	162	42	39	39	100.0%	123	3	2.4%	52	32.1%
4	宮城県	202	113	90	90	100.0%	112	23	20.5%	114	56.4%
5	秋田県	114	43	36	36	100.0%	78	7	9.0%	68	59.6%
6	山形県	95	58	54	54	100.0%	41	4	9.8%	43	45.3%
7	福島県	221	106	76	76	100.0%	145	30	20.7%	74	33.5%
8	茨城県	220	205	124	124	100.0%	96	81	84.4%	134	60.9%
9	栃木県	160	133	81	81	100.0%	79	52	65.8%	92	57.5%
10	群馬県	160	116	83	83	100.0%	77	33	42.9%	120	75.0%
11	埼玉県	413	370	266	266	100.0%	147	104	70.7%	249	60.3%
12	千葉県	380	295	228	228	100.0%	152	67	44.1%	232	61.1%
13	東京都	613	433	309	295	95.5%	304	138	45.4%	370	60.4%
14	神奈川県	408	386	324	324	100.0%	84	62	73.8%	359	88.0%
15	新潟県	230	120	78	78	100.0%	152	42	27.6%	124	53.9%
16	富山県	80	53	35	35	100.0%	45	18	40.0%	71	88.8%
17	石川県	84	56	46	46	100.0%	38	10	26.3%	77	91.7%
18	福井県	74	57	39	39	100.0%	35	18	51.4%	54	73.0%
19	山梨県	80	40	35	35	100.0%	45	5	11.1%	78	97.5%
20	長野県	185	107	97	97	100.0%	88	10	11.4%	167	90.3%
21	岐阜県	180	108	86	86	100.0%	94	22	23.4%	155	86.1%
22	静岡県	263	197	152	152	100.0%	111	45	40.5%	240	91.3%
23	愛知県	414	350	318	315	99.1%	96	35	36.5%	180	43.5%
24	三重県	154	99	79	79	100.0%	75	20	26.7%	65	42.2%
25	滋賀県	99	69	66	66	100.0%	33	3	9.1%	34	34.3%
26	京都府	169	148	97	97	100.0%	72	51	70.8%	135	79.9%
27	大阪府	460	393	364	351	96.4%	96	42	43.8%	203	44.1%
28	兵庫県	340	234	197	197	100.0%	143	37	25.9%	98	28.8%
29	奈良県	104	87	56	56	100.0%	48	31	64.6%	19	18.3%
30	和歌山県	122	40	30	30	100.0%	92	10	10.9%	33	27.0%
31	鳥取県	57	57	24	24	100.0%	33	33	100.0%	57	100.0%
32	島根県	96	77	25	25	100.0%	71	52	73.2%	96	100.0%
33	岡山県	155	104	72	72	100.0%	83	32	38.6%	142	91.6%
34	広島県	236	165	90	90	100.0%	146	75	51.4%	69	29.2%
35	山口県	148	104	54	53	98.1%	94	51	54.3%	78	52.7%
36	徳島県	82	37	28	28	100.0%	54	9	16.7%	40	48.8%
37	香川県	67	48	45	45	100.0%	22	3	13.6%	46	68.7%
38	愛媛県	130	98	47	47	100.0%	83	51	61.4%	30	23.1%
39	高知県	104	25	17	17	100.0%	87	8	9.2%	22	21.2%
40	福岡県	337	224	184	183	99.5%	153	41	26.8%	219	65.0%
41	佐賀県	89	43	29	29	100.0%	60	14	23.3%	74	83.1%
42	長崎県	174	56	40	40	100.0%	134	16	11.9%	127	73.0%
43	熊本県	163	71	67	67	100.0%	96	4	4.2%	132	81.0%
44	大分県	125	43	41	41	100.0%	84	2	2.4%	114	91.2%
45	宮崎県	131	42	34	34	100.0%	97	8	8.2%	59	45.0%
46	鹿児島県	223	71	47	47	100.0%	176	24	13.6%	194	87.0%
47	沖縄県	183	97	98	85	86.7%	85	12	14.1%	174	95.1%

「H28 学校図書館調査」より

司書教諭発令状況および学校司書配置状況 (公立高等学校)

		学校数	司書教諭発令校							学校司書	
			司書教諭 発令校	12学級以上の学校			11学級以下の学校			学校司書 配置校	割合
				学校数	司書教諭 発令校	発令率	学校数	司書教諭 発令校	発令率		
	合計	3,512	3,055	2,827	2,807	99.3%	685	248	36.2%	2,349	66.9%
1	北海道	233	131	120	117	97.5%	113	14	12.4%	13	5.6%
2	青森県	56	45	39	39	100.0%	17	6	35.3%	9	16.1%
3	岩手県	65	39	38	38	100.0%	27	1	3.7%	14	21.5%
4	宮城県	75	61	57	57	100.0%	18	4	22.2%	73	97.3%
5	秋田県	48	34	33	33	100.0%	15	1	6.7%	18	37.5%
6	山形県	43	31	28	28	100.0%	15	3	20.0%	43	100.0%
7	福島県	89	64	54	53	98.1%	35	11	31.4%	66	74.2%
8	茨城県	95	89	81	81	100.0%	14	8	57.1%	38	40.0%
9	栃木県	60	60	60	60	100.0%	0	0	—	60	100.0%
10	群馬県	68	58	52	51	98.1%	16	7	43.8%	68	100.0%
11	埼玉県	147	147	145	145	100.0%	2	2	100.0%	147	100.0%
12	千葉県	129	127	120	120	100.0%	9	7	77.8%	115	89.1%
13	東京都	185	178	174	174	100.0%	11	4	36.4%	100	54.1%
14	神奈川県	158	157	157	157	100.0%	1	0	0.0%	157	99.4%
15	新潟県	84	71	63	55	87.3%	21	16	76.2%	82	97.6%
16	富山県	41	40	34	34	100.0%	7	6	85.7%	40	97.6%
17	石川県	45	33	32	32	100.0%	13	1	7.7%	43	95.6%
18	福井県	27	25	27	25	92.6%	0	0	—	27	100.0%
19	山梨県	31	29	28	28	100.0%	3	1	33.3%	31	100.0%
20	長野県	82	71	62	62	100.0%	20	9	45.0%	81	98.8%
21	岐阜県	66	60	58	58	100.0%	8	2	25.0%	62	93.9%
22	静岡県	92	86	85	85	100.0%	7	1	14.3%	42	45.7%
23	愛知県	164	158	156	156	100.0%	8	2	25.0%	82	50.0%
24	三重県	59	51	46	46	100.0%	13	5	38.5%	58	98.3%
25	滋賀県	45	40	37	37	100.0%	8	3	37.5%	45	100.0%
26	京都府	57	54	45	45	100.0%	12	9	75.0%	47	82.5%
27	大阪府	161	159	158	157	99.4%	3	2	66.7%	21	13.0%
28	兵庫県	155	133	127	127	100.0%	28	6	21.4%	6	3.9%
29	奈良県	35	34	31	31	100.0%	4	3	75.0%	30	85.7%
30	和歌山県	35	32	32	32	100.0%	3	0	0.0%	34	97.1%
31	鳥取県	24	24	16	16	100.0%	8	8	100.0%	24	100.0%
32	島根県	36	21	20	19	95.0%	16	2	12.5%	36	100.0%
33	岡山県	65	58	53	53	100.0%	12	5	41.7%	55	84.6%
34	広島県	92	71	61	60	98.4%	31	11	35.5%	2	2.2%
35	山口県	52	46	35	35	100.0%	17	11	64.7%	35	67.3%
36	徳島県	32	31	26	26	100.0%	6	5	83.3%	31	96.9%
37	香川県	32	32	31	31	100.0%	1	1	100.0%	32	100.0%
38	愛媛県	49	43	28	28	100.0%	21	15	71.4%	17	34.7%
39	高知県	35	24	21	21	100.0%	14	3	21.4%	35	100.0%
40	福岡県	104	102	104	102	98.1%	0	0	—	104	100.0%
41	佐賀県	36	29	24	24	100.0%	12	5	41.7%	36	100.0%
42	長崎県	57	53	35	35	100.0%	22	18	81.8%	24	42.1%
43	熊本県	56	48	42	42	100.0%	14	6	42.9%	56	100.0%
44	大分県	40	37	35	35	100.0%	5	2	40.0%	40	100.0%
45	宮崎県	41	33	30	30	100.0%	11	3	27.3%	39	95.1%
46	鹿児島県	69	44	35	35	100.0%	34	9	26.5%	69	100.0%
47	沖縄県	62	62	52	52	100.0%	10	10	100.0%	62	100.0%

「H28 学校図書館調査」より

「学校図書館ガイドライン」

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

- (1) 学校図書館の目的・機能
- (2) 学校図書館の運営
- (3) 学校図書館の利活用
- (4) 学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6) 学校図書館の施設
- (7) 学校図書館の評価

(1) 学校図書館の目的・機能

学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(2) 学校図書館の運営

- 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図

り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

(3) 学校図書館の利活用

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用を図られるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

(4) 学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等があり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各々がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書※¹が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・

計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。

- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

(5) 学校図書館における図書館資料

1 図書館資料の種類

- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の

図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデジタイズ図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備※₂も有効である。

2 図書館資料の選定・提供

- 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

3 図書館資料の整理・配架

- 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探すことができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

4 図書館資料の廃棄・更新

- 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が置架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・

更新に努めることが望ましい。

- 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われるようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

(6) 学校図書館の施設

- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針※₃」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

(7) 学校図書館の評価

- 学校図書館の運営の改善のため、PDCAサイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的にを行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目標の成果）・アウトカム（児童生徒目標の成果）の観点※₄から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

※1 司書教諭と学校司書の職務や役割分担については、文部科学省調査研究協力者会議の「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」（報告）平成26年3月を参照。

※2 著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項においては、一定の要件の下、障害のある者が利用するために必要な限度・方式により、公表された著作物の複製ができることとされている。当該規定の範囲内で、障害のある児

童生徒のために、学校図書館等は、公表されている著作物をテキストスピーチ機能を備えた端末等により音読可能なデータに変換することが可能である。

※3 「小学校施設整備指針（平成28年3月版）」（抜粋）

第1章 総則

第2節 学校施設整備の課題への対応

第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備

2 情報環境の充実

- (1) 児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、高度情報通信ネットワーク社会において生きる力を育てる教育環境の整備や、校務情報化の推進に資するため、校内の情報ネットワークの整備やコンピュータ、プロジェクタ等の情報機器の導入への対応について、積極的に計画することが重要である。

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

5 施設のバリアフリー対応

- (1) 障害のある児童、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、障害の状態や特性、ニーズに応じた計画とすることが重要である。その際、スロープ、手すり、便所、出入口、エレベーター等の計画に配慮することが重要である。

第3章 平面計画

第2 学習関係諸室

8 図書室

- (1) 利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう普通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、児童の活動範囲の中心的位置に計画することが重要である。
- (2) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・メディアセンターとして計画することも有効である。
- (3) 学習・研究成果の展示のできる空間を計画することも有効である。

第4章 各室計画

第2 学習関係諸室

1.5 図書室

- (1) 多様な学習活動に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 1学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 児童の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。
- (4) 司書教諭、図書委員等が図書その他の資料の整理、修理等を行うための空間を確保することが望ましい。
- (5) 資料の展示、掲示等のための設備を設けることのできる空間を確保することも有効である。
- (6) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

※4 [評価項目の例]

（アウトプット）学校図書館を活用した授業の実施状況、学校図書館の開館状況、図書の貸出冊数等

（アウトカム）読書習慣の確立（不読率の低下、読書が好きな児童生徒の増加、学校図書館の利用者数）等

（文部科学省 H28）

「学校司書のモデルカリキュラム」

	科目名	司書	教職課程	司書教諭	単位数
学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目	学校図書館概論			※	2
	図書館情報技術論	○			2
	図書館情報資源概論	○			2
	情報資源組織論	○			2
	情報資源組織演習	○			2
	学校図書館サービス論				2
	学校図書館情報サービス論	※			2
児童生徒に対する教育支援に関する科目	学校教育概論		※		2
	学習指導と学校図書館			○	2
	読書と豊かな人間性			○	2

なお、単位の計算方法は、大学設置基準等によるものとする。

計 20

※「学校図書館概論」は、司書教諭の科目「学校経営と学校図書館」を履修した場合には、「学校図書館概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

※「学校図書館情報サービス論」は、司書資格の科目「情報サービス論」又は「情報サービス演習」において「学校図書館情報サービス論」の内容のうち1)、5)、6)の内容を含んだ科目として、この2科目を履修した場合には、「学校図書館情報サービス論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

※「学校教育概論」は、教職に関する科目のうち、以下の内容を含む科目を履修した場合には、「学校教育概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

- 教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」の事項を含む科目
- 教育の基礎理論に関する科目のうち、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)」の事項を含む科目
- 教育課程及び指導法に関する科目のうち、「教育課程の意義及び編成の方法」の事項を含む科目

学校司書のモデルカリキュラムのねらいと内容

	科目名	ねらい	内容
学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目	学校図書館概論	学校図書館の教育的意義や学校司書の職務などの基本的事項についての理解を図る。	1) 学校図書館の理念と教育的意義 2) 教育行政と学校図書館 3) 学校経営における学校図書館 4) 学校図書館の経営(人、資料、予算、評価等) 5) 学校図書館の施設・設備 6) 学校司書の職務(教育指導への支援を含む)と教職員との協働、研修 7) 学校図書館メディアの選択と管理、提供 8) 学校図書館活動 9) 図書館の相互協力とネットワーク
	図書館情報技術論	図書館業務に必要な基礎的な情報技術を修得するために、コンピュータ等の基礎、図書館業務システム、データベース、検索エンジン、電子資料、コンピュータシステム等について解説し、必要に応じて演習を行う。	1) コンピュータとネットワークの基礎 2) 情報技術と社会 3) 図書館における情報技術活用の現状 4) 図書館業務システムの仕組み(ホームページによる情報の発信を含む) 5) データベースの仕組み 6) 検索エンジンの仕組み 7) 電子資料の管理技術 8) コンピュータシステムの管理(ネットワークセキュリティ、ソフトウェア及びデータ管理を含む) 9) デジタルアーカイブ 10) 最新の情報技術と図書館
	図書館情報資源概論	印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源について、類型と特質、歴史、生産、流通、選択、収集、保存、図書館業務に必要な情報資源に関する知識等の基本を解説する。	1) 印刷資料・非印刷資料の類型と特質(図書・雑誌・新聞、主要な一次二次資料、資料の歴史を含む) 2) 電子資料、ネットワーク情報資源の類型と特質 3) 地域資料、行政資料(政府刊行物)、灰色文献 4) 情報資源の生産(出版)と流通(主な出版者に関する基本的知識を含む) 5) 図書館業務と情報資源に関する知識(主な著者に関する基本的知識を含む) 6) コレクション形成の理論(資料の選択・収集・評価) 7) コレクション形成の方法(選択ツールの利用、選定・評価) 8) 人文・社会科学分野の情報資源とその特性 9) 科学技術分野、生活分野の情報資源とその特性 10) 資料の受入・除籍・保存・管理(装備・補修・排架・展示・点検等を含む)
	情報資源組織論	印刷資料・非印刷資料・電子資料とネットワーク情報資源からなる図書館情報資源の組織化の理論と技術について、書誌コントロール、書誌記述法、主題分析、メタデータ、書誌データの活用方法等を解説する。	1) 情報資源組織化の意義と理論 2) 書誌コントロールと標準化 3) 書誌記述法(主要な書誌記述規則) 4) 主題分析の意義と考え方 5) 主題分析と分類法(主要な分類法) 6) 主題分析と索引法(主要な統制語彙) 7) 書誌情報の作成と流通(MARC、書誌ユーティリティ) 8) 書誌情報の提供(OPACの管理と運用) 9) ネットワーク情報資源の組織化とメタデータ 10) 多様な情報資源の組織化(地域資料、行政資料等)
	情報資源組織演習	多様な情報資源に関する書誌データの作成、主題分析、分類作業、統制語彙の適用、メタデータの作成等の演習を通して、情報資源組織業務について実践的な能力を養成する。	1) 書誌データ作成の実際 2) 主題分析と分類作業の実際 3) 主題分析と統制語彙適用の実際 4) 集中化・共同化による書誌データ作成の実際 5) 書誌データ管理・検索システムの構築 6) ネットワーク情報資源のメタデータ作成の実際

学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目	学校図書館サービス論	学校図書館における児童生徒及び教職員へのサービスの考え方や各種サービス活動についての理解を図る。	1) 学校図書館サービスの考え方と構造 2) 学校図書館の環境整備(利用案内、配架・案内表示、展示・掲示、修理・装飾) 3) 学校図書館の運営(年間運営計画、基準・マニュアル類、記録・統計、会計・文書管理) 4) 学校図書館利用のガイダンス 5) 資料・情報の提供(利用案内、貸出、予約サービス、資料紹介・案内、資料相談) 6) 児童生徒への読書支援(図書館行事、図書リスト、読書推進活動、読書相談) 7) 児童生徒への学習支援(教科等の指導に関する支援、特別活動の指導に関する支援、情報活用能力の育成に関する支援) 8) 特別の支援を必要とする児童生徒に対する支援 9) 教職員への支援(資料相談、情報提供、教材準備に関する支援、チームティーチング) 10) 広報・渉外活動(学校図書館便り、HPの活用、学校行事等との連携)
	学校図書館情報サービス論	情報サービスの種類や各種情報源の特性の理解を図るとともに、必要に応じて演習を行い、児童生徒に資料・情報を適切に提供できる能力の育成を図る。	1) 学校図書館における情報サービスの意義 2) 情報サービスの理論と実際(種類、プロセス、情報検索) 3) レファレンスコレクションの整備(参考資料、地域資料、ファイル資料、二次資料、各種資料リスト、パスファインダー、リンク集) 4) 各種情報源の比較と評価(児童生徒の発達段階を踏まえる) 5) 児童生徒及び教職員からの相談・質問への対応 6) 情報サービスの提供による探究的な学習の支援 7) 情報サービスと著作権
児童生徒に対する教育支援に関する科目	学校教育概論	学校教育や児童生徒の心身の発達などの基本的事項についての理解を図る。	1) 学校教育の意義と目標 2) 教育行政と学校教育 3) 教育課程の意義と学習指導要領 4) 学校教育と教科書 5) 児童生徒の心身の発達及び学習の過程 6) 特別の支援を必要とする児童生徒に対する理解 7) 学校教育に関する現代的諸課題
	学習指導と学校図書館	学習指導における学校図書館メディア活用についての理解を図る。	1) 教育課程と学校図書館 2) 発達段階に応じた学校図書館メディアの選択 3) 児童生徒の学校図書館メディア活用能力の育成 4) 学習過程における学校図書館メディア活用の実例 5) 学習指導における学校図書館の活用 6) 情報サービス(レファレンスサービス等) 7) 教師への支援と働きかけ
	読書と豊かな人間性	児童生徒の発達段階に応じた読書教育の理念と方法の理解を図る。	1) 読書の意義と目的 2) 読書と心の教育(読書の習慣形成を含む) 3) 発達段階に応じた読書の指導と計画 4) 児童・生徒向け図書の種類と活用(漫画等の利用方法を含む) 5) 読書の指導方法(読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク等) 6) 家庭、地域、公共図書館等との連携

※「学校図書館概論」は、司書教諭の科目「学校経営と学校図書館」を履修した場合には、「学校図書館概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

※「学校図書館情報サービス論」は、司書資格の科目「情報サービス論」又は「情報サービス演習」において「学校図書館情報サービス論」の内容のうち1)、5)、6)の内容を含んだ科目として、この2科目を履修した場合には、「学校図書館情報サービス論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

※「学校教育概論」は、教職に関する科目のうち、以下の内容を含む科目を履修した場合には、「学校教育概論」を履修したものと読み替えることも可能とする。

- 教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」の事項を含む科目
- 教育の基礎理論に関する科目のうち、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)」の事項を含む科目
- 教育課程及び指導法に関する科目のうち、「教育課程の意義及び編成の方法」の事項を含む科目

(文部科学省 H28)